

燕市環境審議会の委員を公募します

【公募の趣旨】

燕市環境審議会は、燕市環境基本条例に基づき設置された、環境保全に関する事項について審議する附属機関です。この環境審議会において市民の皆さんのご意見をより多く環境行政に反映させるため、委員の公募を行います。

【委員の概要】

1 応募人数

4名（委員10人のうち）

【委員構成】 学識経験者・関係行政機関の職員・一般公募市民

2 審議事項

（1）環境基本計画の進行状況に関すること。

（2）環境保全の基本的事項及び重要事項に関すること。

（3）その他環境の保全に関し必要と認められる事項に関すること。

3 任期

令和7年8月1日（金）～令和9年7月31日（土）（2年間）

※会議は、年1～2回程度、平日の日中に開催し、1回の会議時間は2時間程度を予定しています。

4 報酬

審議会に出席した場合、1回につき5,000円を支給。

【応募要領】

1 応募資格

次の（1）及び（2）のいずれの要件にも該当する人

（1）市内に在住する満18歳以上（令和7年8月1日現在）の方

（2）環境問題について、幅広い見識と関心を持ち、審議会に出席できる人

ただし、次のア・イに該当する方は応募できません。

ア 国会議員又は地方公共団体の議員及び職員

イ 市の附属機関の委員を5つ以上兼ねている方

2 応募方法

（1）応募用紙に必要事項を記入のうえ、郵送、直接提出、ファックス、電子メールで応募してください。応募用紙は生活環境課（市役所2階）に用意してあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

※提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

（2）受付期間：令和7年6月2日（月）～7月4日（金）

《郵送の場合》7月4日（金）までの消印があるものに限り、受

け付けます。

《持参の場合》期間中の受付は、土曜、日曜、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分までです。

【選考方法】

応募申込書により審査します。

【選考結果の通知】

委員への委嘱予定者のみ、7月下旬までに郵送によりご本人あてに通知します。

【その他】

ご応募いただいた方の個人情報については、燕市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。

【問合せ先及び申込先】

〒 9 5 9－0 2 9 5 燕市吉田西太田 1934 番地

燕市役所 市民生活部 生活環境課 環境政策係

電 話：0 2 5 6－7 7－8 1 6 7

fax：0 2 5 6－7 7－8 2 0 8

メール：kankyo@city.tsubame.lg.jp